

## ノースタウンハウス管理組合 殿

お世話になっております。

下記案件により、損害保険会社指定の調査に至る可能性が生じた故に、損害保険会社への委任の下、民事及び刑事 扱いの調査となる旨を以前より当該担当損害保険会社より当職へご報告頂いていることに付き、本日5月13日の4度目となる水漏れ案件の報告を下階美容室より告知された旨、

貴殿管理組合に

- ① 保険会社独自の民事調査
- ② 警察官憲に於ける刑事調査

双方の可能性を担当損害保険会社より連絡頂いてる旨、その際には 立入り許可の承諾をお願いいたします。

(経緯)

1度目の水漏れ案件に於いて保険金の支払いが完了している事により、それに伴う水漏れ原因である修理箇所等の説明を幾度となく問い正すに相成っても、その説明が無いことによる

- ① 管理会社（土屋ホーム不動産株式会社）
- ② 東京海上日動保険株式会社

に対する当職からの具体的な説明が不可能であるが故、今般の調査立入りの承諾をお願いした次第であります。

何卒、宜しく御願ひ申し上げます。

令和8年5月13日

ノースタウンハウス222

高桑 広仁

TEL: (Fax 兼)